

愛知県消費者行政推進計画～平成 25 年度進捗状況（概要）～

目標 1 消費者被害の救済・未然防止の強化

- 消費生活相談員の体制を強化するとともに、専門知識の向上を図る。
- 潜在的な消費者被害を発見し、相談窓口へ誘導するなどの積極的な対策に取り組む。
- 不当な取引行為や不適正な広告表示などを繰り返す悪質事業者に対しては、迅速な指導や厳正な処分、また、近隣県と連携した取組などの対策を講じ、被害の防止に努める

【平成 25 年度の取組実績】

◆県の消費生活相談体制の強化

- ・相談業務の継続性を確保し、対応の充実を図るため、月額（週 4 日勤務）相談員 26 名体制を維持

◆市町村の相談体制強化に向けた支援

- ・市町村の消費生活相談体制の充実・強化の働きかけ
全市町村に対し、訪問等により消費生活センターの設置や広域連携の促進を働きかけ（平成 26 年度から 7 市で相談日を増設予定、3 市町が消費生活相談窓口の相互利用開始）
- ・市町村直接支援事業の実施（県の消費生活相談員による市町村相談員の巡回指導等）95 回
- ・多重債務相談員研修の実施 年 2 回（4 日間） 計 143 名参加

◆被害防止のための関係機関との連携

- ・消費者被害の早期発見と相談窓口への誘導を行う「消費生活相談サポーター」に対し、ウェブサイト、メールによる情報提供、啓発資材の提供による活動支援の実施
- ・サポーターへのフォローアップ講座及び新規養成講座を実施
（平成 25 年度末現在サポーター数 計 907 名）

◆被害の防止に向けた事業者指導等

- ・条例に基づく事業者名の公表 3 件
- ・農林水産部、農林水産省東海農政局との合同調査を実施

◆悪質事業者に対する厳正な処分

- ・指示処分 1 件（平成 25 年 9 月）、業務停止命令処分 1 件（平成 25 年 12 月）

◆近隣県との広域連携による悪質事業者対策

- ・岐阜県との合同処分 1 件、岐阜県、三重県、名古屋市との合同指導 2 件

【平成 26 年度の取組予定】

- ・消費生活相談体制の充実・強化に関する研究会を開催し、市町村の消費生活相談体制の充実強化を促進する 年 2 回
- ・消費生活相談員候補者を新規に養成する 研修受講生 20 名

目標 2 主体性のある消費者の育成

- 主体性のある消費者を育成するため、消費者教育の充実を図るとともに、多様な情報提供を行っていく。
- 消費生活と密接な関係にある環境問題については、温室効果ガス排出量削減やごみ減量化への対策、環境学習の推進等に取り組み、持続可能な社会の構築を目指す。

【平成25年度の取組実績】

◆消費者教育の推進

- ・消費者教育モデル校の成果を活用し、効果的で実践的な消費者教育の研究を深めるため、研究校を選定 3校（幸田高等学校、瀬戸窯業高等学校、鶴城丘高等学校）
- ・消費者教育用ビデオ・DVDを学校等に貸出し 102本
- ・高齢者向け、若者向け消費生活講座、消費者市民講座の実施
計55回 参加者数 6,642人

◆消費生活に関する多様な情報発信

- ・「消費生活情報—あいち暮らしWEB」、広報テレビ番組、FMラジオ番組による情報発信
- ・「愛知県介護サービス情報公表システム」において事業所の選択に必要な情報を提供
アクセス数 201,839件

◆消費者被害の拡大防止及び未然防止のための啓発

- ・消費生活情報紙「あいち暮らしっく」若者向け特集号の発行 150,000部
高齢者向け特集号の発行 140,000部

◆消費者団体等の活動促進

- ・消費者団体と連携した街頭キャンペーンの実施 6回

◆環境問題への対応

- ・「エコモビリティライフ」推進表彰の創設・実施 2団体表彰、
「エコモビリティライフ県民のつどい2013」の開催 参加者数 約200名
- ・体験型の環境学習講座の開催 32回
- ・ストップ温暖化教室の実施 小学校高学年向け 参加者数3,500名
小学校中学年向け 参加者数2,836名
- ・県内各地の小中学校から募集した水質パトロール隊による調査活動の実施 参加者1,229名

【平成26年度の取組予定】

- ・消費者教育研究校を選定 3校（岡崎北高等学校、半田商業高等学校、豊橋商業高等学校）
- ・消費生活情報「あいち暮らしっく」WEB配信 通常号4回、若者向け特集号1回
高齢者向け特集号の発行 120,000部
- ・「消費者被害防止キャンペーン」啓発広告事業の実施
- ・「東海三県一市グリーン購入キャンペーン」の実施

目標3 消費生活の安全・安心の確保

- 商品・サービスによる危害を防止するとともに、規格・表示等の適正化を図って、消費者の安全確保と適正な選択が可能な基盤の整備を図る。
- 特に、消費者の関心が高い食の安全・安心の確保については、生産、加工、流通・販売段階における安全管理体制を総合的に推進する。
- 商品・サービスに関して消費者の意見・要望を把握するとともに、その意見・要望等を事業者団体や行政機関に提供し、事業活動や施策へ反映されるよう努める。

【平成25年度の取組実績】

◆食の安全・安心の確保

◎食に関する総合的な安全対策の推進

- ・食品の安全確保のため食品製造施設、大量調理施設への HACCP の導入推進
HACCP 導入研修 29 施設、HACCP 実地研修 7 施設×1 回
- ・農産物の安全確保のため、産地への G A P 手法の導入推進 導入組織・法人等数 1 3 6

◎監視・指導、検査体制の充実

- ・衛生研究所に整備したゲルマニウム半導体検出器を用いて、食品中の放射性物質の検査の実施
検査件数 1 0 0 件
- ・と畜検査及び牛海綿状脳症（B S E）スクリーニング検査の実施
検査頭数 牛 2, 4 0 4 頭 馬 9 頭 豚 3 1, 9 0 4 頭 検査率 1 0 0 %
- ・配合飼料承認工場 9 か所全てに立入検査 栄養性検査、表示検査等を 1 9 件実施

◎食品表示の適正化等

- ・J A S 法による食品表示遵守状況調査を実施
小売業者 7 5 1 店舗 食品製造業者 4 9 店舗

◎食に関する情報提供

- ・食生活改善推進の指導者研修の実施 5 日間 1 2 3 名
- ・食育推進ボランティアの登録数 9 1 3 名、あいち食育いきいきミーティング開催 2 回
- ・「あいちの農林水産フェア」の開催 入場者数 2 5, 6 3 8 人
- ・子どもたちに、食に関する正しい知識と選択する能力を習得させるため、小中学校・特別支援学校に栄養教諭を新たに 2 4 名配置（計 2 0 1 名）

◆商品・サービスの安全確保

- ・液化石油ガス販売所、保安機関事業所への立入検査の実施 計 2 6 8 販売所及び 2 7 1 事業所
- ・家庭用品試買検査の実施 計 3 回 検体数 1 0 0 検体（6 保健所）
- ・貸金業者に対する立入検査の実施 8 4 件
- ・消費生活用製品安全法の対象となる特定製品の販売事業者、特定保守製品取引業者に対し立入検査を実施 延べ 6 7 件（実数 4 5 件）
- ・旅行業者等への立入検査の実施 計 2 0 件
- ・宅地建物取引業者に対する立入検査の実施 1 9 6 件

◆規格・計量・表示の適正化

- ・計量器等の立入検査の実施 213,152件
中元期・年末年始期等に商品量目立入検査の実施 2,723個

◆生活関連物資等の安定供給

- ・消費生活モニターによる価格・需給動向の観察・通報 56件

◆消費生活における情報の収集

- ・消費生活モニターに消費生活に関するアンケートを実施 2回

◆情報収集に基づく事業活動等への反映

- ・消費者懇談会を開催、事業者への働きかけを実施 開催回数 2回

【平成26年度の取組予定】

- ・小売業者及び食品製造事業者に対する食品表示遵守状況調査の実施 計800店舗
- ・食の安全に関する講習会の実施 45回
- ・栄養教諭を新たに20名以上配置
- ・消費者・事業者懇談会の開催 2回

平成22年3月に策定（平成24年12月に一部改定）した愛知県消費者行政推進計画は、3つの目標を柱に92の施策で構成され、各施策は庁内各部局の広範にわたっていますが、平成25年度については、概ね目標どおり事業が実施されており、平成26年度についても同様の事業を実施する予定です。

平成26年度は計画期間の最終年度にあたるため、これまでの成果や消費者を取り巻く状況の変化を踏まえた、新たな消費者行政推進計画の策定に取り組みます。